

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定趣旨

「男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国社会のあり方を決める最重要課題である」として、平成11年（1999年）に男女共同参画社会基本法^{※1}（以下「基本法」という）が制定・施行されました。

国では、平成12年（2000年）12月に第1次男女共同参画基本計画を策定、山形県においても、平成13年（2001年）3月に山形県男女共同参画計画を策定しました。平成14年（2002年）には、山形県男女共同参画推進条例も制定され、女性も男性も互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会、男女共同参画社会の実現に向け、各種施策を推進してきました。

本市においても、平成15年（2003年）3月に旧酒田市で「酒田市男女共同参画推進計画～ウィズプラン～」を策定、平成17年（2005年）の市町合併を経た後、平成21年（2009年）3月に新酒田市として改めて「酒田市男女共同参画推進計画～ウィズプラン～」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を展開してきました。

しかしながら、平成29年（2017年）に実施した「男女が共に暮らしやすいまちづくりを進めるための市民アンケート調査」^{※2}の結果によると、家庭、職場、地域など、様々な場面における、性別による固定的な役割分担意識^{※3}や不平等感は、解消されたとはいえない状況です。さらに、DV（ドメスティック・バイオレンス）^{※4}や、セクシュアル・ハラスメント^{※5}など様々な形態の人権侵害が存在しているなど、人権が尊重され、誰もがその個性と能力を發揮して自分らしく生きることができる社会の実現には、解決すべき課題が多く残されています。また、少子高齢化、家族形態や地域社会の多様化など、社会情勢が日々変化している中で、私たちが生活していく上での課題も多様化・複雑化してきています。

こうした現状を踏まえ、これまでの本市の取組みを検証し、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを一層推進するため、新たな「酒田市男女共同参画推進計画～ウィズプラン～」を策定しました。

男女共同参画社会が実現すれば、それぞれの個人がかけがえのない人間として尊重され、この社会の中で生きる喜びを持つことができるという考えは、これまでの「酒田市男女共同参画推進計画」から一貫して変わりません。

この新たな「酒田市男女共同参画推進計画」は、そうした理想にさらに近づくために必要な取組みを示すものです。

※1 男女共同参画社会基本法・・・平成11年（1999年）6月に公布・施行された男女共同参画に関する基本的な法律。（巻末付録参照）

※2 男女が共に暮らしやすいまちづくりを進めるための市民アンケート調査・・・平成29年（2017年）12月に実施した男女共同参画に関する意識調査。市民2,000人を無作為抽出し、アンケート用紙の郵送により実施。658件の有効回答を得た。

※3 性別による固定的役割分担意識・・・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」というような、近代社会の中で人々の意識の中に形づくられてきた、性別により役割を決め付けてしまう意識。個人の可能性を狭める要因にもなっている。

※4 DV（ドメスティック・バイオレンス）・・・配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力。身体的な暴力のほか、言葉による暴力、性的な暴力、経済的な暴力なども含まれる。

※5 セクシュアル・ハラスメント・・・性的な言動により他の者を不快にする行為。セクハラと略される。職場や学校、地域など様々な場面で問題となっている。

2 計画の総合目標

「あなたらしく わたしらしく 暮らせるまち」

※周りのひとと自分自身も認め合い、その能力を最大限発揮できるまちを目指します

3 計画の基本目標

- (1) 多様性を尊重する意識づくり
- (2) 男女がともに支えあう社会づくり
- (3) いきいきと働くことができる環境づくり
- (4) 安心して暮らせる環境づくり

4 計画の位置付け

- この計画は、基本法第14条第3項に規定する努力義務に基づき、国の定める第4次男女共同参画基本計画（平成27年（2015年）12月策定）及び山形県男女共同参画計画（平成28年（2016年）3月策定）を勘案して策定する「市町村男女共同参画計画」であり、基本法の基本理念に則り、市民や事業者等と連携しながら、本市の男女共同参画施策を総合的・体系的に推進するための指針とするものです。
- 平成21年度に策定した「酒田市男女共同参画推進計画～ウィズプラン」を第1次酒田市男女共同参画推進計画とし、この計画を第1次酒田市男女共同参画推進計画の理念を継承する第2次酒田市男女共同参画推進計画と位置付けます。
- この計画は、「地方自治法」第2条第4項に基づく酒田市総合計画^{※1}に掲げる「男女共同参画社会の実現」を推進する計画であり、各分野にわたる他の関連部門の計画との整合性を図って策定し、連携して推進するものです。
- この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律^{※2}（以下「DV防止法」という）」第2条の3第3項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(市町村基本計画)」を包含するものです。
- この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律^{※3}（以下「女性活躍推進法」という）」第6条第2項に規定される「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(市町村推進計画)」を包含するものです。

※1 総合計画・・・地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となる最上位計画であり、行政運営の総合的な指針となる。現在の酒田市総合計画は、平成30年度（2018年度）から2027年度までの10年を計画期間としている。

※2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・・・平成16年（2004年）6月公布、12月に施行された法律。DV防止法と略されることが多い。（巻末付録参照）

※3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律・・・平成27年（2015年）9月に公布、一部同日施行。平成28（2016年）年4月に完全施行。女性活躍推進法と略される。（巻末付録参照）

5 計画の期間

この計画の期間は、平成31年度(2019年度)から2028年度までの10年間とします。計画期間の中間年となる2023年度に必要な見直しを行い、2024年度以降を後期計画期間と位置付けます。

なお、社会状況の変化等により必要が生じた場合には、随時見直しを行うものとします。

6 計画の推進

【市民・団体等との連携】

本市では、市、県、国等の行政機関に加え、民間の各種団体等も男女共同参画社会の実現に向けて様々な活動をしています。それらの機関・団体等との情報共有と連携強化を図るとともに、適切に役割を分担しながら、本市の男女共同参画を推進します。

また、女性活躍推進懇話会[※]において、女性活躍等に関連する施策について意見交換を行い、本市の施策に反映していきます。

【庁内の推進体制】

市長、副市長、各部課長等を構成員とする「酒田市男女共同参画推進本部」を庁内に設置し、各種施策が男女共同参画の視点を踏まえたものになっているか確認し、全庁的な情報共有と連携により、本計画を総合的かつ計画的に推進します。

【計画の進行管理】

基本目標ごとに成果指標を設定し、計画見直し時期となる5年後(2023年)に、酒田市男女共同参画推進本部において達成状況の確認を行い、その結果を後期計画に反映します。また、各取組みの活動指標も設定し、毎年活動状況の進捗確認を行います。

※ 女性活躍推進懇話会・・・女性活躍推進法第23条に基づき、平成29年(2017年)に設置。学識経験者や有識者、企業代表、行政職員等により構成される。本市の女性活躍に関する現状等について意見交換を行い、より効果的な施策の検討等を行っている。